

平成24年8月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(ワ)第40512号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成24年6月12日

判

決

[REDACTED]
原 告

同訴訟代理人弁護士

[REDACTED]
荒 井 哲 朗

[REDACTED]
被 告

同代表者代表取締役

[REDACTED]
K C F ホールディングズ株式会社

笹 谷 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告

[REDACTED]
笹 谷

[REDACTED]
被 告

同代表者代表取締役

[REDACTED]
中 央 電 算 株 式 会 社

岩 間 [REDACTED]

[REDACTED]
被 告

[REDACTED]
大 和 田

[REDACTED]
被 告

[REDACTED]
関 向

[REDACTED]
被 告

[REDACTED]
岩 間

[REDACTED]
被 告

[REDACTED]
清 野

[REDACTED]
被 告

[REDACTED]
清 野

主

文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して137万6300円及びこれに対する平成24年1月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者等

ア 被告KCFホールディングス株式会社（以下「被告KCFH」という。）は、国際中央フェリー株式会社が、福井県の敦賀港と韓国の東海港とを結ぶ定期貨客船（以下「本件フェリー」という。）の就航を計画するに際し、その日本国内における資金調達業務、広告・営業業務、経営管理業務等を委託するために設立された株式会社である。

被告笹谷■（以下「被告笹谷」という。）は、その代表取締役である。

イ 被告中央電算株式会社（以下「被告中央電算」という。）は、コンピューターのソフトウェア・ハードウェアの開発及び販売や、経営コンサルタント業等を目的とする株式会社である。

被告清野■（以下「被告■」といふ。）、被告大和田■（以下「被告大和田」といふ。）、被告関向■（以下「被告関向」といふ。）及び被告岩間■（以下「被告岩間」といふ。）はいずれも、平成19年4月及び5月当時、被告中央電算の取締役であった。

者であり、被告清野■（旧姓■。以下「被告■」という。）^H
は、平成19年4月及び5月当時、被告中央電算の監査役であった
者である。

ウ 関向■（以下「中央電算代表者」という。）は、平成19年4
月及び5月当時、被告中央電算の代表取締役であった者であるが、
現在までに死亡している。

(2) 不法行為

ア 被告KCFHと被告中央電算は、本件フェリー就航のための資金
調達業務として、概要次の内容の出資等を行う顧客の募集を共同し
て行った（以下「本件募集事業」という。）。

（ア）出資者は、加盟保証金及び「在宅ワーク用多機能w e b・シス
テム」（以下「本件システム」という。）一式の購入費用として、
1口52万5000円を出資する。

（イ）出資者は、本件システムを利用の上、本件フェリー就航の宣伝
活動及び乗船予約受付業務を代理店として行う。

（ウ）1口加盟の場合、その出資者に対し、フェリー就航後5年間、
総売上の12%を広告宣伝費用として支払う。

（エ）3口加盟の場合、その出資者に対し、上記（ウ）に加え、更に5年
間、総売上の6%を広告宣伝費用として支払う。

イ 原告は、平成19年4月ころ、本件募集事業の説明会に赴き、そ
こで、中央電算代表者から、「2008年秋、敦賀港－東海港（韓
国）定期貨客船就航（予定2万トン）に向けてインターネットで乗
船予約システムを広告宣伝する代理店を限定募集します。」「就航
初年度の年間総売上試算は、75億8千万円」「フェリー1隻での
事業でも年商70億円以上、さらに2隻運行や貨物船の傭船による
物流拡大が予想される。」等の文言とともに、本件募集事業の説明

と勧誘を受けた。

これにより、本件フェリーの就航が確実であり、出資を行えば出資口に応じた利益を得られると誤信した原告は、その勧誘に応じることとして、平成19年5月28日、3口の出資申請書を作成の上、申込先とされた被告中央電算に対してこれをファックス送信するとともに、3口分の出資金157万5000円を、出資金の振込先とされた被告KCFHの口座に振込送金して支払った。

ウ ところが、原告は、現在に至るまで、被告KCFH及び被告中央電算から本件システムを受領しておらず、広告宣伝費等の支払も受けていない。

また、これまで原告は、被告KCFH及び被告中央電算に対して繰り返し問い合わせを行っているが、その回答をはぐらかされている。

(3) 被告らの責任

ア 上記(2)のとおり、当時、本件フェリーの就航は確実なものではなかったにもかかわらず、被告KCFH及び被告中央電算は、共同して、原告に対し、あたかも確実に本件フェリーが就航し、本件募集事業に対する出資を行えば、広告宣伝費等の名目で高率の配当様の金銭の支払が受けられる旨を告げ、原告から出資金を騙取したのであるから、被告KCFH及び被告中央電算には共同不法行為（民法719条1項）が成立する（なお、原告への上記勧誘行為を直接行った中央電算代表者にも不法行為が成立するところ、同勧誘行為は被告中央電算の職務の執行としてなされたものであるから、被告中央電算はその使用者責任等（民法715条、会社法350条）も負う。）。

イ 被告笠谷は、被告KCFHの代表取締役として、被告⁰、被告大

H
和田、被告関向、被告岩間及び被告[]は、いずれも被告中央電算の役員として、それぞれ被告K C F Hないしは被告中央電算の業務が適法なものとなるよう業務執行を行う義務、あるいは中央電算代表者の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、そのため原告に対する違法な勧誘行為がなされたのであるから、いずれもその職務を行うについて故意又は重大な過失があつたものというほかなく、会社法429条1項に基づく責任を負う。

(4) 原告の損害

ア 交付金員相当損害金 125万6300円

原告は、上記違法な勧誘行為により、3口の出資金合計157万5000円を交付したが、その回収が困難となった。

なお、被告中央電算らは、これまでに原告が被告K C F Hから報酬として31万8700円を得ている旨主張する。被告中央電算らの指摘するこの報酬は、原告が他の顧客を紹介したことの対価として得たもので、原告の出資行為に伴う利益ではないから、本来、この限度で損害がないと認定されるとか、損益相殺の対象とされるものではない。もっとも、争点を絞るという観点から、本訴における損害額を計上するに当たっては、上記出資金合計額から同額（31万8700円）を差し引く（請求を減縮する。）。

イ 弁護士費用相当損害金 12万0000円

原告が本訴を提起・遂行するに当たっては弁護士への委任を行うことが必要不可欠であり、その弁護士費用相当損害額は12万円が相当である。

(5) よって、原告は、被告K C F Hに対しては共同不法行為に基づき、被告中央電算に対しては共同不法行為又は使用者責任ないしは会社法350条に基づき、その余の被告らに対しては会社法429条1項に

基づき、連帶して、損害金137万6300円及びこれに対する平成24年1月21日（訴状送達日が最も遅かった被告KCFH及び被告笛谷に対する訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める。

2 請求原因に対する認否（被告ら全員）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲1ないし4、乙イ1ないし11、乙ロ1、2〔認定の事実に反する部分を除く。〕）及び弁論の全趣旨によれば、前記第2の1(1)及び(2)の事実が認められる。

2 被告らの責任について

(1) 上記1の認定事実によれば、被告KCFH及び被告中央電算は、本件フェリー就航のための資金調達業務として、本件募集事業を共同して行っているところ、弁論の全趣旨によれば、現在に至るまで本件フェリーの就航は実現していないことが認められる。そして、証拠（乙イ3）及び弁論の全趣旨によれば、被告KCFH及び被告中央電算は、本件募集事業により3000店の代理店（顧客）を募ることで約15億円を集め、そのうち10億円を本件フェリーの船舶取得費用に充て、その余を諸経費や報酬金等に充てることを計画していたことが認められ、証拠上、その余の資金調達方法が講じられていたと認めるに足りない。これらの事情によれば、本件フェリー就航の実現については、本件募集事業による代理店募集の成否にかかっていたものであり、原告に対する勧誘行為が行われた平成19年4月及び5月当時、その実現は何ら確実なものではなかったと認められる。

ところが、上記1の認定事実に加え、証拠（甲1）及び弁論の全趣旨によれば、被告KCFH及び被告中央電算は、原告に対し、実際に

は、上記のとおり、本件募集事業における出資金で船舶の購入等を行う計画であったにもかかわらず、これを明示的に説明することをせず、募集に係る代理店は本件フェリーの就航後に宣伝活動及び乗船予約受付業務を行うだけで事業の成否についてのリスクは何ら負担しないかのような説明を行った上で、平成20年秋には本件フェリーの就航が確実であり、それに伴い広告宣伝費用名目での利益が得られるかのようないかん勧誘を行い、これによりその旨誤信した原告をして、出資金名目で合計157万5000円を交付させ、その回収を困難ならしめたものである。原告は本件募集事業の成否によって本件フェリーの就航が左右され、その結果として出資金を失うこともあることを正しく認識したならば、出資金の交付をすることはなかったと認められるから、被告KCFH及び被告中央電算が共同して行った上記のような勧誘行為（以下「本件勧誘行為」という。）は不法行為（民法719条1項）を構成するというべきである。

なお、上記1の認定事実によれば、中央電算代表者は、被告中央電算の職務の執行として、原告に対する上記の勧誘行為を直接担っているところ、中央電算代表者の同行為も不法行為（民法709条）を構成する。

(2) 上記1の認定事実によれば、被告笹谷は、被告KCFHの代表取締役であったから、善良な管理者の注意をもって会社のために忠実にその職務を執行し、広く会社の業務の全般にわたって意を用いるべき義務を負っていたものであるところ、被告KCFHは本件募集事業を行うことを主たる目的として設立された会社であること、本件募集事業は出資者から合計15億円という巨額の出資金を集める計画であり、同計画を基に行う本件フェリーの就航事業により被告KCFHも多額の収益を得ることを見込んでいたこと（乙イ3），本件募集事業での

勧誘行為に用いるために作成された書面（甲1，乙口2）は、本件勧誘行為そのものの内容となっていることに照らすと、被告笹谷は、本件勧誘行為がなされることを少なくとも容易に認識し得たものといえ、それにもかかわらずこれを放置したのであるから、同人には、代表取締役としての任務懈怠があり、これについて少なくとも重大な過失があつたものと認められ、また、同任務懈怠と原告の損害との間には相当因果関係が認められる。

したがって、被告笹谷は、原告に対し、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 上記1の認定事実によれば、被告■、被告大和田、被告関向及び被告岩間は、被告中央電算の取締役、被告■は、中央電算の監査役であつたから、いずれも、その代表取締役であつた中央電算代表者による職務執行の全般についてこれを監督ないし監査し、その職務の執行を適正に行わせるようにするべき職責と義務を有するものと認められる。被告岩間は、中央電算代表者の性格が、やや独断専行型でワンマンタイプであった旨を主張するが、仮にそうであったとして、そのような事情は取締役ないし監査役としての上記監督ないし監査義務を免れさせるものではない。

そして、上記1の認定事実に加え、証拠（乙イ1ないし7、11）及び弁論の全趣旨によれば、本件募集事業は、その代表取締役であつた中央電算代表者が中心となって進めたもので、出資金合計15億円を募ることを計画した規模の大きい事業であり、被告中央電算としても主体的に関与した事業であつて、同社は勧説した顧客から出資金が振り込まれる口座の通帳の管理も行っていたことが認められるところ、これらの事情によれば、被告中央電算の役員としては、中央電算代表者が担つた勧説行為の方法についても注意を払つて然るべきであった

といえること、本件募集事業での勧誘行為に用いるために作成された書面（甲1、乙口2）は、本件勧誘行為そのものの内容となっていることに照らすと、被告中央電算の役員である上記被告らは、本件勧誘行為がなされることを少なくとも容易に認識し得たものといえ、それにもかかわらずこれを放置したのであるから、同人らには、取締役ないしは監査役としての任務懈怠があり、これについて少なくとも重大な過失があったものと認められ、また、同任務懈怠と原告の損害との間には相当因果関係が認められる。

したがって、被告中央電算の役員である上記被告らは、原告に対し、いずれも会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

3 損害について

上記1の認定事実によれば、原告は、本件勧誘行為を受けたことで出資金を支払ったが、その回収が困難になったことにより、少なくとも125万6300円の損害を被ったことが認められる。また、当該損害額の約1割に相当する12万円を弁護士費用相当損害額と認めるのが相当である。

4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判官 石井義規

これは正本である。

平成 24 年 8 月 28 日

東京地方裁判所民事第 17 部

裁判所書記官

石代 康弘

